

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	千葉県 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和4年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種法に基づき以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種を実施する。 ②予防接種の対象者に対し予防接種を受けることを勧奨する。 ③予防接種を受けた者が、予防接種等を受けたことにより疾病等となった場合に給付を行う。 ④予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成する。</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①番号法、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に基づき、上記1の④に係る情報の提供を行う。</p> <p><新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務> 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2、17、18、19、115の2の項 2 情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、3項及び115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局医療衛生部医療政策課
②所属長の役職名	医療政策課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 医療政策課 043-245-5207

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	能勢 益雄	健康企画課長	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	千葉市保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム	保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム、業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)、中間サーバ	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規		
令和3年2月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局健康部健康企画課	保健福祉局医療衛生部医療政策課	事後	
令和3年2月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康企画課長	医療政策課長	事後	
令和3年2月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階 千葉市役所 保健福祉局 健康部 健康企画課 043-245-5207	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 医療政策課 043-245-5207	事後	
令和3年2月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年2月3日	III しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年2月3日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和3年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法の実施の指示に関する事務 ③予防接種法の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務</p>	<p>1. 予防接種法に基づき以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種を実施する。 ②予防接種の対象者に対し予防接種を受けることを勧奨する。 ③予防接種を受けた者が、予防接種等を受けたことにより疾病等となった場合に給付を行う。 ④予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成する。</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①番号法、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に基づき、上記1の④に係る情報の提供を行う。</p>	事後	
令和3年2月3日	「I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号	事後	
令和3年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	番号法第9条第1項 別表第一の10 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項及び16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項及び16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	番号法第9条第1項 別表第一の10 番号法第19条第8号 別表第二の16の2の項及び16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 予防接種法に基づき以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種を実施する。 ②予防接種の対象者に対し予防接種を受けることを勧奨する。 ③予防接種を受けた者が、予防接種等を受けたことにより疾病等となった場合に給付を行う。 ④予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成する。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。))に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①番号法、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に基づき、上記1の④に係る情報の提供を行う。	(内容追記) ＜新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種事務＞ 新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
令和4年9月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 予防接種法に基づき以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種を実施する。 ②予防接種の対象者に対し予防接種を受けることを勧奨する。 ③予防接種を受けた者が、予防接種等を受けたことにより疾病等となった場合に給付を行う。 ④予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成する。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。))に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①番号法、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に基づき、上記1の④に係る情報の提供を行う。	(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 [※] の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点ではワクチン接種記録システム(VRS)が国において構築中であったこと、また、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和4年9月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点ではワクチン接種記録システム(VRS)が国において構築中であったこと、また、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和4年9月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点ではワクチン接種記録システム(VRS)が国において構築中であったこと、また、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和4年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10 番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項及び16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	1 情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 2 情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、3項及び115の2の項	事後	事前実施が原則であるところ、その時点ではワクチン接種記録システム(VRS)が国において構築中であったこと、また、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。
令和4年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	
令和4年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月25日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点更新
令和4年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月25日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月22日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和4年9月22日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	